



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則	2
大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則（教育総務課）	2
訓令	10
令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（企画創生課）	10
令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（企画創生課）	11
令和5年度大和高田市児童ホーム事業運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）	13
大和高田市後期まちづくりの指針策定委員会設置要綱（企画創生課）	14
告示	16
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	16
公の施設の指定管理者の公募（スポーツ振興課）	17
大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示（社会福祉課） ..	18
公示送達（収納対策室）	22
公示送達（収納対策室）	22
公示送達（収納対策室）	23
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	23
9月定例議会の招集（財政課）	24
大和高田市給食支援金交付要綱（教育総務課）	24
公告	26
大和高田市文化会館舞台照明設備一式のリースにかかる納入業者決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	26
令和5年10月納品分学校給食用物資（青果物）納入に関する条件付き一般競争入札公告（教育総務課）	29
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	31
公売公告（収納対策室）	31
高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定伐採管理業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	33
高159号線舗装維持工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	37
令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運營業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（企画創生課）	41
大和高田市児童ホーム事業運營業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課）	41
大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託の事業者選定を公募	

型プロポーザル方式で行う公告（まち振興課）	42
公売公告（収納対策室）	43
令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（企画創生課）	47
地理情報システム（GIS）サーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	48
土地家屋台帳履歴管理システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理課）	50
教育委員会	53
大和高田市教育委員会8月定例委員会の招集（教育総務課）	53
選挙管理委員会	53
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	53
監査委員	54
令和4年度出資団体の監査の実施結果（監査委員）	54
農業委員会	56
大和高田市農業委員会9月定例委員会の招集（農業委員会）	56
公営企業	56
水道事業指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	56
水道事業者指定給水装置工事事業者の指定（水道総務課）	57
給配水管漏水調査業務に関する条件付き一般競争入札公告（水道工務課）	57

規 則

規則第27号

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則（平成29年規則第1号の2）の一部を次のように改正する。

第4条中「入学」を「入学し、」に改め、「市長に」を削り、同条後段を削る。

第13条を第14条とする。

第12条中「様式第3号」を「様式第4号」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条」を「第6条」に、「給食費の額を第8条1項各号」を「次の各号のいずれかに該当する場合における給食費の額は、前条第1項各号」に、「給食を実施した」を「学校給食等を受けた」に、「額とする。」を「額」に改め、同条た

だし書中「が当該児童」を「が児童」に、「第5条第1項各号に定める給食費」を「第6条第1項各号に定める給食費」に、「当該児童、生徒又は園児に係る第5条第1項各号に定める額を当該児童、生徒又は園児に係る」を「当該額を」に改め、同条第1号中「の提供」を削り、同条第2号中「傷病等の」を「アレルギー、傷病その他やむを得ない」に改め、「（休日を除く。）」及び「の提供」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、欠食届を行ったときに限る。

第9条を第10条とする。

第8条第2項中「第4条の欠食届を提出した」を「欠食届を行った」に改め、「場合において、」の次に「児童、生徒又は園児が」を加え、「当該各号に」を「当該各号に掲げる区分に応じて」に改め、同項第2号中「の提供」を削り、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「の提供」を削り、同条を第7条とする。

第5条第2項中「欠食届を提出した」を「規定による届出（以下「欠食届」という。）を行った」に改め、同項第2号中「の提供」を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（欠食届）

第5条 保護者は、食物アレルギー、傷病その他やむを得ない理由により学校給食等の全部又は一部の停止を希望するときは、停止を希望する期間の初日の4日前までに学校給食欠食（停止・再開）届出書（様式第2号）により、その旨を届け出るものとする。ただし、転入する場合その他学校給食の停止を希望する期間の初日の4日前までに届出を行うことができない特別の事情が認められる場合は、この限りでない。

2 保護者は、前項の規定により届出を行った学校給食等についてその全部又は一部の再開を希望するときは、学校給食欠食（停止・再開）届出書により、その旨を届け出るものとする。

附則に次の1項を加える。

4 令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条第1項第1号中「4, 300円」とあるのは「0円」と、同項第2号中「4, 500円」とあるのは「0円」とする。この場合において、同条第2項及び第3項並びに第7条から第13条までの規定は適用しない。

様式を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

大和高田市学校給食申込書兼食物アレルギー調査票

〔大和高田市学校給食申込書〕

（あて先）大和高田市長 宛

年 月 日

保 護 者	住 所	〒 -
	フリガナ	
	名 前	
	電話番号	

児 童 ・ 生 徒 ・ 園 児	入学（園）・転入 学校（園）名	大和高田市立	<input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 幼稚園	年 組 番
	フリガナ			歳児 組
	名 前			生年 月日
	給食の開始 を希望する日	年 月 日		年 月 日

私は、上記の児童、生徒又は園児が大和高田市立小学校、中学校又は幼稚園に在籍に限り、小学校、中学校又は幼稚園にて提供される学校給食を申し込みます。

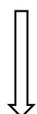
〔食物アレルギー調査票〕

食物アレルギー疾患のあるお子さんの学校・園生活をより安心して安全なものとするためお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。

下記の問いの該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入のうえ提出してください。

問1 現在、お子さんに食物アレルギーはありますか？

(1) はい ・ (2) いいえ ⇨ 「いいえ」にお答えいただいた方の調査はここで終了です。
ご協力ありがとうございました。



「はい」にお答えいただいた方は裏面もご記入下さい。

問2 食物アレルギーで、医師の診察を現在受けていますか？

(1) はい【最新の受診年月（ 年 月）】 ・ (2) いいえ

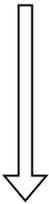
問3 食物アレルギーの原因食品は何ですか？

問4 家庭では、どのような対応をしていますか？

- (1) 医師の指導のもと除去食をしている。
- (2) 独自で除去食をしている。
- (3) 特にしていない。

問5 学校給食におけるアレルギー食対応を希望しますか？

(1) 希望する ・ (2) 希望しない



- 理由：1 家庭で特にしていない。
 2 医師の指導により学校給食における対応の必要はない。
 3 その他（ ）



調査はこれで終了です。
ご協力ありがとうございました。

「希望する」と回答された方には、後日、市教育委員会より「学校給食における食物アレルギー対応について」の文書を送付します。

なお、学校給食でのアレルギー食対応については、下記のとおり基準を設けており、この調査がすぐに対応をきめるものではありませんので、ご了承下さい。

【 学校給食でのアレルギー食対応についての基準 】

- ① 医師により食物アレルギーと診断され、定期的に受診をしていること。
- ② 主治医による「学校生活管理指導表」（診断書）を提出していただき、学校給食で食物アレルギーの配慮や管理が必要であると指示されていること。
- ③ 家庭でも除去食を実施していること。

※ 本市学校給食における食物アレルギー対応については、申請のあった原因食品を除いて給食を提供する「除去食」の対応をさせていただきます。

※ 学校給食アレルギー食対応にあたり、必要に応じて面談等をお願いする場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

届出者（保護者）住所 〒
氏名
電話番号

学校給食欠食（停止・再開）届出書

標記の件について、次のとおり届け出ます。

対象園児・児童・生徒	学校 大和高田市立 小学校・中学校・幼稚園	
	学年 年 組	
	フリガナ	
	氏名	
停止又は再開する日	年 月 日から（ 停止 ・ 再開 ）	
停止又は再開する学校給食の区分 ※ 該当するものに○をつけてください。	停止	再開
	1 学校給食全部を停止 2 牛乳以外の給食を停止 3 牛乳のみを停止	1 学校給食全部を再開 2 牛乳以外の給食を再開 3 牛乳のみを再開
給食の停止を希望する理由 ※ 該当するものに○をつけてください。	1 食物性アレルギー ※ 別途「学校生活管理指導表」の提出が必要です。 2 傷病 3 その他 ※ 具体的理由を記載してください。 []	

※ この届出を学校が受理した日から4日目（なか3日）以降が対象となります。（休日等を除く。）

様式第3号（第12条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者（保護者）住所 〒

氏名

電話番号

給食費減免申請書

大和高田市学校給食費徴収条例施行規則の規定により、次のとおり給食費の減免を申請します。
記

1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日

ふりがな

氏名

（ 年 月 日生）

2 在校又は在園する学校名等

大和高田市立

小学校・中学校

年

組

番

幼稚園

歳児

組

3 減免の金額及び期間

金額

円

期間

年

月

日から

年

月

日まで

4 減免を申請する理由

5 添付書類

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

給食費減免決定通知書

年 月 日付け申請のありました給食費の減免について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日

ふりがな

氏 名

（ 年 月 日生）

2 在校又は在園する学校名等

大和高田市立

小学校・中学校

年

組

番

幼稚園

歳児

組

3 減免の金額及び期間

金 額

円

期 間

年

月

日から

年

月

日まで

4 その他

様式第5号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

給食費減免不承認決定通知書

年 月 日付け申請のありました給食費の減免については、次の理由により減免しませんので通知します。

記

1 児童、生徒又は園児の氏名及び生年月日

ふりがな

氏名

(年 月 日生)

2 在校又は在園する学校名等

大和高田市立

小学校・中学校

年

組

番

幼稚園

歳児

組

3 減免しない理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の大和高田市学校給食費徴収条例施行規則は、この規則の施行の日以後になされた申込み、届出その他必要な行為について適用し、同日前になされた申込み、届出その他必要な行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓 令

訓令第9号

令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和5年度大和高田市eスポーツ体験会（電子計算機等を用いて行う学習、娯楽又は競技を目的とした行事をいう。以下同じ。）の開催運營業務に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 社会福祉課長
- (3) 健康増進課参事
- (4) 介護保険課長

（5） 地域包括ケア推進課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、社会福祉課長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画創生課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。

訓令第10号

令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 副市長
- （2） 企画政策部長
- （3） 情報政策課長
- （4） 総務課長
- （5） 法務課長
- （6） 財政課長
- （7） 教育総務課長
- （8） 会計課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、企画政策部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画創生課において処理する。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和5年10月31日限り、その効力を失う。

訓令第11号

令和5年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月15日

大和高田市長 堀内 大造

令和5年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和5年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和5年度大和高田市児童ホーム事業運営業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 副市長
- （2） 福祉部長
- （3） 総務部長
- （4） こども家庭課長
- （5） 子育て支援室長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第12号

大和高田市後期まちづくりの指針策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年8月18日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市後期まちづくりの指針策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 大和高田市後期まちづくりの指針(以下「後期まちづくりの指針」という。)の策定について必要な事項の調査、検討を行うため、大和高田市後期まちづくりの指針策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりの指針の検証に関する事。
- (2) 後期まちづくりの指針の策定に当たっての協議及び連絡調整に関する事。
- (3) 後期まちづくりの指針の策定に関し必要な調査を行う事。
- (4) その他後期まちづくりの指針策定に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 未来まちづくり局理事
- (4) 企画政策部長
- (5) 総務部長
- (6) 市民生活部長
- (7) 地域振興部長
- (8) 福祉部長
- (9) 保健部長
- (10) 環境建設部長
- (11) 上下水道部長
- (12) 市立病院事務局長
- (13) 教育部長

2 策定委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

3 委員長は、副市長をもって充て、策定委員会を代表し、その事務を統括する。

4 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聞くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(代理人の出席)

第5条 会議に出席することができない委員（委員長及び副委員長を除く。）については、代理人の出席を認める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画創生課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、後期まちづくりの指針を策定した日に限り、その効力を失う。

告 示

告示第81号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和5年8月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和5年7月14日	1									
令和5年7月21日			1							
令和5年7月25日			1							
令和5年7月31日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和5年7月12日	大和高田市曾大根2丁目14	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を

徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第82号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第2条第1項の規定により、次の公の施設の指定管理者の公募を行いますので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年8月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 管理を行う公の施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

大和高田市総合公園施設

(2) 施設の所在地

大和高田市大字西坊城414番地

2 施設の概要

(1) 設置目的

市民の休息、心身の健全な発達及びスポーツの振興を図るため。

(2) 建物等概要

ア テニスコート（6面）

イ 多目的グラウンド（約12,300㎡）

ウ プール棟（平成6年12月25日竣工。屋内プール、多目的室、フィットネスルーム。
通称名「コミュニティプール」）

・鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建て

・建築面積（1,945㎡）、延床面積（2,480㎡）

3 指定管理者が行う業務の範囲

大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）第14条に規定する業務

4 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

5 申請の方法

指定の申請は、指定申請書（大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第26号）様式第1号）を郵送（書留郵送）による提出とします。

6 指定申請書の受付等

(1) 受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月8日（金）

(2) 提出方法

(3) の送付先へ郵送（書留郵便）による提出
 (3) 送付先
 大和高田市 地域振興部 スポーツ振興課
 〒635-0015 奈良県大和高田市幸町11番14号
 大和高田市立総合体育館内
 電話： 0745-22-8862
 FAX： 0745-22-8863
 E-Mail： taiikukan@city.yamatotakada.nara.jp

告示第83号

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱（平成25年告示第39号）を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「こと。」を「者」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 身体障害者手帳の交付対象とならない者
 別表を次のように改める。

別表（第2条及び第5条関係）

種目	種類	1台当たりの価格(円)	価格に含まれるもの	耐用年数	備考
補聴器の購入・更新	軽度・中等度難聴用ポケット型	41,600	補聴器本体（電池を含む。）	5年	1 次のいずれかに該当する場合は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「厚労省告示」という。）別表3に定める修理基準（5）その他の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算する。 (1) イヤーモールドを必要とする場合 (2) 平面レンズを必要とする場合 (3) 矯正用レンズ又は遮光矯正用レン

				<p>ズを必要とする場合 (4) 助成対象の補聴器であって補聴援助システムの受信機、オーディオチューナー、ワイヤレスマイク（充電機を含む。）を必要とする場合（補聴援助システムの電波方式は限定しない。）</p> <p>2 ダンパー入りブックとした場合は、240円を加算する。</p> <p>3 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識及び技能を有する者による調整が必要な場合は、補聴器1台につき2,000円を加算する。</p>
--	--	--	--	---

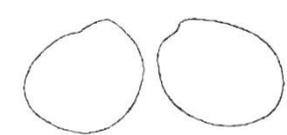
(注1) 基準価格については、業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、厚生労働省告示第3項及び第4項に規定された価格の算定方法を準用する。

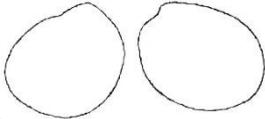
(注2) 軟骨伝導補聴器は、気導式補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型）又は骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導補聴器が間違いなく適合することが認められる場合に限る。

様式第2号及び様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（オーディオメータ検査用）			
氏名			男・女
住所	年 月 日生（ 歳）		
障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・感音難聴 ・伝音難聴 ・混合性難聴 		オーディオグラム
聴力	右		聴力検査
	左		オーディオメータの型式 _____
	<p>○ 聴力は、500、1,000、2,000 周波数の音に対する聴力レベル値を、各々a、b、cとし、$(a+2b+c)/4$により算出してください。</p>		

補聴器の種類 (処方)	<ul style="list-style-type: none"> ○ポケット型 <ul style="list-style-type: none"> ・重度難聴用（右・左） ・高度難聴用（右・左） ・軽度・中等度難聴用（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ○耳かけ型 <ul style="list-style-type: none"> ・重度難聴用（右・左） ・高度難聴用（右・左） ・軽度・中等度難聴用（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ○耳あな型 <ul style="list-style-type: none"> ・レディメイド（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ・オーダーメイド（右・左） ○骨導式 <ul style="list-style-type: none"> ・ポケット型（要・否） ・眼鏡型（右・左） 平面レンズ（要・否）（右・左） ○軟骨伝導式（右・左） <ul style="list-style-type: none"> イヤモールド（要・否）（右・左） ※軟骨伝導型は、上記にある他の補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、かつ本人に間違いなく適合する場合に限り対象です。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・受信機（要・否） ・ワイヤレスマイク（要・否）（右・左） ・オーディオシュー（要・否）（右・左） 	<div style="text-align: center;">周波数 Hz</div> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">1000</td> <td style="text-align: center;">2000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">-20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">-10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">40</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">60</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">70</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">80</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">90</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>聴力レベル dB</p> <p>気導及び骨導聴力をご記入ください。</p>		500	1000	2000	-20				-10				0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100			
	500	1000	2000																																																							
-20																																																										
-10																																																										
0																																																										
10																																																										
20																																																										
30																																																										
40																																																										
50																																																										
60																																																										
70																																																										
80																																																										
90																																																										
100																																																										
現在までの補聴器装用の有無 右（有・無） 左（有・無）		補聴器使用効果見込み <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>																																																								
現在までの障害の状況（治療の内容、期間、経過）及び意見をご記入ください。 ※ 受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオシューを処方した場合にはその医学的理由についてご記入ください。		耳鼻疾患の有無及び障害状況 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>																																																								
1 意見書の記載は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は知事が指定した医療機関の医師に限る。 2 難聴児の補聴器の交付は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育、生活上等真に必要なと認められた場合は、2台交付することができる。 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給を優先して受けるよう取り扱うこととする。																																																										
上記のとおり意見する。 年 月 日 <div style="float: right; margin-top: 10px;"> 所在地 指定医療機関名 医師氏名（自署） </div>																																																										
様式第2号の2（第8条関係）																																																										
難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（ABR及びASSR検査用）																																																										
氏名		男・女																																																								
住所																																																										
障害の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・感音難聴 ・伝音難聴 ・混合性難聴 	ABR及びASSR閾値 （年 月 日実施）右 dB、左 dB																																																								

<p>補聴器の種類 (処方)</p>	<p>○ポケット型 ・重度難聴用（右・左） ・高度難聴用（右・左） ・軽度・中等度難聴用（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ○耳かけ型 ・重度難聴用（右・左） ・高度難聴用（右・左） ・軽度・中等度難聴用（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ○耳あな型 ・レディメイド（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ・オーダーメイド（右・左） ○骨導式 ・ポケット型（要・否） ・眼鏡型（右・左） 平面レンズ（要・否）（右・左） ○軟骨伝導式（右・左） イヤモールド（要・否）（右・左） ※軟骨伝導式は、上記にある他の補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、かつ本人に間違いなく適合する場合に限り対象です。 ○その他 ・受信機（要・否） ・ワイヤレスマイク（要・否）（右・左） ・オーディオシュー（要・否）（右・左）</p>	<p>(年 月 日実施) 右 dB、左 dB (年 月 日実施) 右 dB、左 dB</p> <p>OAE (TEOAE・OPOAE) 反応 有・無 ※直近の検査結果を添付してください。 COR</p> <p>(年 月 日実施) 周波数 Hz 500 1000 2000</p> <table border="1"> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>聴力レベル dB</p> <p>(年 月 日実施) 周波数 Hz 500 1000 2000</p> <table border="1"> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>聴力レベル dB</p> <p>(年 月 日実施) 周波数 Hz 500 1000 2000</p> <table border="1"> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>聴力レベル dB</p>	0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100				0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100				0				10				20				30				40				50				60				70				80				90				100			
0																																																																																																																																						
10																																																																																																																																						
20																																																																																																																																						
30																																																																																																																																						
40																																																																																																																																						
50																																																																																																																																						
60																																																																																																																																						
70																																																																																																																																						
80																																																																																																																																						
90																																																																																																																																						
100																																																																																																																																						
0																																																																																																																																						
10																																																																																																																																						
20																																																																																																																																						
30																																																																																																																																						
40																																																																																																																																						
50																																																																																																																																						
60																																																																																																																																						
70																																																																																																																																						
80																																																																																																																																						
90																																																																																																																																						
100																																																																																																																																						
0																																																																																																																																						
10																																																																																																																																						
20																																																																																																																																						
30																																																																																																																																						
40																																																																																																																																						
50																																																																																																																																						
60																																																																																																																																						
70																																																																																																																																						
80																																																																																																																																						
90																																																																																																																																						
100																																																																																																																																						
<p>現在までの補聴器装用の有無</p>	<p>右 (有 ・ 無) 左 (有 ・ 無)</p>																																																																																																																																					
<p>補聴器使用による効果見込み</p>																																																																																																																																						
<p>現在までの障害の状況 (治療の内容、期間、経過)・意見をご記入ください。</p>	<p>※受信機、ワイヤレスマイク又はオーディオシューを処方した場合にはその医学的理由についてご記入ください。</p>	<p>※ ABR 及び ASSR 閾値は、周波数 500、1,000、2,000Hz の音に対する値を、各々 a、b、c とし、$(a+2b+c)/4$ により算出してください。</p> <p>※ 検査結果は検査方法に○を、直近3回の検査結果を時系列で検査年月日及び結果を記入してください。</p>																																																																																																																																				
<p>耳鼻疾患の有無及び障害の状況</p>																																																																																																																																						
<p>1 意見書の記載は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は知事が指定した医療機関の医師に限る。 2 難聴児の補聴器の交付は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育、生活上等真に必要なと認められた場合は、2台交付することができる。 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支給を優先して受けるよう取り扱うこととする。</p>																																																																																																																																						
<p>上記のとおり意見する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 指定医療機関名 医師氏名 (自署)</p>																																																																																																																																						

様式第3号中「氏名 印」を「氏名 」に改め、様式第6号中

「

受領者 氏名	印
-----------	---

」を

「

受領者 氏名	
-----------	--

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の大和高田市難聴児補聴器購入費助成金交付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の令和5年4月1日以後にされた交付の申請について適用し、同日前にされた交付の申請については、なお従前の例による。

告示第84号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和5年7月6日
令和5年7月14日

- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号

令和4年度国民健康保険税第3期～8期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和4年度国民健康保険税第3期	令和4年10月21日
令和4年度国民健康保険税第4期	令和4年11月22日
令和4年度国民健康保険税第5期	令和4年12月21日
令和4年度国民健康保険税第6期	令和5年1月26日
令和4年度国民健康保険税第7期	令和5年2月22日
令和4年度国民健康保険税第8期	令和5年3月24日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第86号

令和4年度市県民税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和4年度市県民税 第4期 令和5年1月27日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第87号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和5年8月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年11月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年5月1日から令和5年5月31日までの間

告示第88号

令和5年9月1日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和5年8月25日

大和高田市長 堀内 大造

告示第89号

大和高田市給食支援金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市給食支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、大和高田市給食支援金（以下「給食支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、大和高田市学校給食費徴収条例（平成28年条例第51号。以下「条例」という。）及び大和高田市学校給食費徴収条例施行規則（平成29規則第1号の2。以下「規則」という。）に規定する用語の例による。

（交付対象者）

第3条 給食支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和5年9月1日から令和6年3月31日（交付対象者に係る生徒が中学校の第3学年である場合にあっては、令和6年2月29日）までの間において、本市に住所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

（1） 次に掲げる学校のいずれかに在籍する児童又は生徒の保護者。ただし、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講じられた者の保護者を除く。

ア 法第1条に規定する小学校（条例第3条第1号の小学校（以下「市立小学校」という。）を除く。）

イ 法第1条に規定する中学校（条例第3条第2号の中学校（以下「市立中学校」という。）を除く。）

ウ 法第1条に規定する義務教育学校

エ 法第1条に規定する中等教育学校（前期課程に限る。）

オ 法第1条に規定する特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）

（2） 市立小学校又は市立中学校に在籍する児童又は生徒のうち、次のいずれかに掲げる者の保護者

ア その保護者が規則第5条第1項の規定による欠食届を行い、学校給食の全部又は一部を受けなかった者

イ やむを得ない理由により学校給食を受けることができない者

（給食支援金の額）

第4条 給食支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める交付月額を基礎として、月ごとに算定するものとする。

（1） 前条第1号の児童又は生徒に係る交付月額 次に掲げる区分に応じて定める額

ア 児童 1人当たり4,800円

イ 生徒 1人当たり5,000円

（2） 前条第2号の児童又は生徒に係る交付月額 次に掲げる区分に応じて定める額

ア その月の学校給食が実施される全ての日において、牛乳の提供を受けることができないとき
牛乳代に相当する額

イ その月の学校給食が実施される全ての日において、牛乳以外の学校給食を受けることができないとき 前号に規定する交付月額から牛乳代に相当する額を減じた額

ウ その月の学校給食が実施される全ての日において、全ての学校給食を受けることができないとき 前号に規定する交付月額

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号の児童又は生徒について第1号の事由が認められる場合におけるその月の交付月額は、第2号に掲げる額に、その月において当該児童又は生徒が学校給食を受けなかった日数を乗じて得た額（以下「調整交付月額」という。）とする。ただし、調整交付月額が前項第1号に規定する交付月額を超えるときは、当該交付月額をその月の交付月額とする。

（1） 次のいずれかに該当する月がある場合

ア 保護者が欠食届を提出し、その月の学校給食を実施する日の一部の日において、児童又は生徒が学校給食の全部又は一部を受けることができないとき。

イ アに規定する場合のほか、市長が必要と認めるとき。

（2） 次に掲げる区分に応じて定める額。ただし、イ及びウに規定する場合にあっては、当該額に30円を加えた額

ア 牛乳の提供を受けることができないとき 牛乳代に相当する額

イ 牛乳以外の学校給食等を受けることができないとき 規則第9条第1号又は第2号に規定する額から牛乳代に相当する額を減じた額

ウ 全ての学校給食を受けることができないとき 規則第9条第1号又は第2号に規定する額
（交付申請）

第6条 給食支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める方法により、申請するものとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容等により給食支援金の交付の可否及び交付額を決定し、これを申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を通知した申請者に対し、別に定める方法により給食支援金を交付するものとする。

3 市長は、第2学期に属する月の給食支援金及び第3学期に属する月の給食支援金について、それぞれ一括して、第1項の規定による通知及び前項の規定による給食支援金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により給食支援金の交付を受けた場合
- (3) その他市長が不適当と認める場合

2 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給食支援金が交付されているときは、期限を定めて給食支援金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による交付申請に関し必要な行為は、この告示の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた給食支援金の申請、交付の決定その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

公 告

公告第79号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年8月1日

大和高田市長 堀内 大造

1	件 名	大和高田市文化会館舞台照明設備一式のリースにかかる納入業者決定
2	納入場所	大和高田市本郷町6番36号 大和高田市文化会館
3	契約期間	納入期限 : 令和5年11月30日 リース期間 : 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
4	業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5	入札参加資格要件	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿登録者のうち、次に掲げる品目のいずれかに登録している者であること。 ①「諸機器（電気製品）」 ②「諸機器（その他機器）」

	<p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年8月1日（火）から令和5年8月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月18日（金）午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年8月22日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年8月24日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年8月25日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第80号

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年8月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和5年10月納品分学校給食用物資（青果物）納入
2 履行場所	大和高田市内8小学校及び3中学校 給食室
3 履行期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
4 履行内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は県による同様の措置を受けている者でないこと。 (5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告(物品購入等)」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（本市指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（本市指定様式） ※令和5年度学校給食用物資入札において既に「暴力団排除に関する誓約書」（本市指定様式）を提出されている場合は、先に提出されているものをもってこれにあてます。 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和5年8月8日（火）から令和5年8月18日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日及び祝日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階 教育総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和5年8月23日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、大和高田市ホームページ「入札公告(学校給食用物資)」に掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年8月29日（火） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送信先 大和高田市役所 教育総務課 FAX 0745-53-8033</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和5年8月31日（木）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者全てに行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年9月6日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 教育総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書の記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、運搬費・消費税等込みの金額で記入してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

1 2 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年9月7日（木）午後2時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 3 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 4 落札者の決定	<p>有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p>
1 5 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 6 契約方法	<p>入札書へ記載された契約希望金額により、契約を行います。</p>
1 7 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第81号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年8月9日

大和高田市長 堀内 大造

公告第81号の2

令和5年8月14日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
<p>国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。</p> <p>国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。</p>	
公売参加申込開始日時	令和5年 8月25日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和5年 9月6日 午後11時00分
公売参加申込場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和5年9月12日 午後1時00分
公売締切日時	令和5年9月19日 午後1時00分
公売場所	KSI 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札

開札日時	令和5年9月19日 午後2時00分
開札場所	KSI 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和5年10月10日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策室
買受代金納付期限	令和5年10月10日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和5年8月25日
公売保証金納付場所	KSI 官公庁オークション
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
<p>〈その他の事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売保証金の支払いはクレジットカード。買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、ただちに再度入札を実施することがあります。 3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後で取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。 7 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時が異なることがあります。 9 農地を買い受ける際は大和高田市役所の農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。 	

公売財産一覧

売却区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
5	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 81番13 ・地目 宅地 ・地積 268.04㎡ <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,500mのところ (徒歩約19分) ・当該敷地の北面で大淀町道中部85号線と接している (接面約5.2m、幅員約7.3m)。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現 	250,000	2,470,000

	<p>況は雑種地状態。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該物件は抵当権設定仮登記がされている可能性がありますので、詳細については登記簿をご確認ください。 <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 		
--	---	--	--

公告第82号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年8月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第24号
- (2) 工事名 高田千本桜大中公園周辺他川沿いの桜剪定伐採管理業務
- (3) 工事場所 大和高田市 大字大中他 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年3月21日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 1,753,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 1,753,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,490,000円（税抜き）

(9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の造園工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年8月16日（水） ～ 令和5年8月31日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年8月16日（水） ～ 令和5年8月31日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月25日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年8月29日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月22日（火） ～ 令和5年8月30日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年8月31日（木） 午前9時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌

日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第83号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和5年8月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第25号
- (2) 工事名 高159号線舗装維持工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字東中 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年11月30日（木）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 6,867,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 6,867,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 6,106,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の舗装工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がB級又はC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を

受けている者でないこと。

(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年8月16日（水） ～ 令和5年9月5日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和5年8月16日（水） ～ 令和5年9月5日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和5年8月30日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和5年9月1日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和5年8月22日（火） ～ 令和5年9月4日（月）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年9月5日（火） 午前9時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ

先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第84号

令和5年度大和高田市eスポーツ体験会開催運営業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和5年8月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要**(1) 事業名**

大和高田市eスポーツ体験会開催運営業務

(2) 業務概要

「大和高田市eスポーツ体験会開催運営業務委託提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 契約限度額

3,000,000円（消費税等を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市eスポーツ体験会開催運営業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の「4参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期間

令和5年9月12日（火）午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 企画政策部 企画創生課 TEL 0745-22-1101

公告第85号

大和高田市児童ホーム事業運営業務の委託業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年8月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要**(1) 業務名**

児童ホーム事業運営業務

(2) 業務内容

大和高田市立8小学校の13施設で実施している児童ホーム事業運営業務に関する事。具体的な業務内容に関しては、仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和6年度 140,484,000円

令和7年度 144,696,000円

令和8年度 149,040,000円

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市児童ホーム事業運営業務委託プロポーザル実施要領」の4 参加資格要件を全て満たす者であること。

3 書類の提出期限

令和5年8月30日（水）から9月12日（火）まで

受付時間は、土を除く午前9時から午後5時まで

4 その他

実施要領等による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市福祉部子育て支援室保育幼稚園課

電話 0745-22-1101

FAX 0745-23-0415

公告第86号

大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運営業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和5年8月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運営業務

(2) 業務内容

「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運営業務委託事業者選定実施要領」（以下「実施要領」という。）の「4 参加資格要件」をすべて満たす者であること。

3 参加申請

令和5年9月6日（水） 午後5時まで

4 その他
実施要領による

5 担当課
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 地域振興部 まち振興課 TEL 0745-22-1101

公告第87号

令和5年8月22日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。	
公売参加申込開始日時	令和5年 10月24日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和5年 10月24日 午後1時30分
公売参加申込場所	田原本町町民ホール
公売開始日時	令和5年10月24日 午後1時40分
公売締切日時	令和5年10月24日 午後2時00分
公売場所	田原本町町民ホール
公売方法	期日入札
開札日時	令和5年10月24日 午後2時00分
開札場所	田原本町町民ホール
売却決定日時	令和5年11月14日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策室
買受代金納付期限	令和5年11月14日 午前11時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所収納対策室
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和5年10月24日
公売保証金納付場所	田原本町町民ホール
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。

＜その他の事項＞

- 1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。
- 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 3 一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。
- 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明された時、又は買受代金納付後で取り消すべき理由がある時は、公売を取り消します。
- 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。
- 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。従って、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。
- 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の時が異なることがあります。
- 9 農地を買い受ける際は、大和高田市役所の農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
大和高田市 - 1	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県大和高田市大字市場 ・地番 574番1 ・地目 田 ・地積 647㎡ <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線『尺土』駅から北東へ約1,000mのところ(徒歩約13分) ・接道しているのは東面市道陵141号線で水路・里道。北面で水路。西面は市道陵184線で公衆用道路(接面0.9m程)。南面では、高さ5mの擁壁で駐車場が隣接している ・登記地目は田であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的條件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第二種住居地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 	120,000	1,190,000

	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 ・買受の際には大和高田市役所の農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。 		
--	--	--	--

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
大和高田市 - 2	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県大和高田市大字野口 ・地番 295番 ・地目 田 ・地積 1,554㎡ <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR和歌山線 五位堂駅から南東へ約1,200mのところ（徒歩約15分） ・当該敷地の南面で市道陵9号線と接している（接面約36m、幅員約4.4m）。 ・当該土地周辺は境界明示されておりません。 <p>◎利用状況、法的規制等</p> <p>市街化調整区域</p> <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書の提出が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 ・買受の際には大和高田市役所の農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。 	270,000	2,680,000

公売財産一覧表

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
大和高田市 - 3	<p>◎公売財産の表示 (土地の表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 ・地番 173番4 ・地目 宅地 	900,000	8,900,000

	<ul style="list-style-type: none"> ・地積 341.29㎡ (主である建物の表示) ・住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町15番15号 ・所在 奈良県大和高田市蔵之宮町173番地4 ・家屋番号①173番4 ②173番4の2 ・種類 ①居宅・店舗 ②共同住宅 ・構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建 ・床面積 ①1階 67.88㎡ 2階 69.81㎡ ②1階 172.39㎡ 2階 142.65㎡ ・築年 ①昭和54年10月2日 新築 ②建築年月日不詳 <p>以上、登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線『高田市』駅から 南東へ約1,500mのところ（徒歩約20分） ・東側で里道（幅員3.5m）と接道。南側では敷地内 道路（幅員4.1m）と接道。 ・店舗・居宅と共同住宅が連なって建築されている。 ・全体を通して建物は古い。店舗部分は現在閉鎖状態。 ・居宅、共同住宅は共に空き家。共同住宅は長屋であ り6室あり。腐敗が進んでいる。入口は草木が生い茂 って部屋には入れない状態。 ・物件について、居住用とするには修繕が必要と考え られます。 ・当該物件は、公道に接しておりません。 <p>利用状況・法的規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種住居地域 ・建ぺい率（指定） 60% ・容積率（指定） 200% ・高度地区 15m ・建築基準法第22条指定区域 <p>その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記公売財産は、一括換価の方法により公売します。 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関 係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、公売財産の種類又は品質に関する不 適合についての担保責任等を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、 当事者間で行ってください。 		
--	---	--	--

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
大和高田市 - 4	<p>◎公売財産の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 75番9 ・地目 宅地 ・地積 236.76㎡ <p>以上登記簿による表示</p> <p>◎公売財産の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ(徒歩約17分) ・当該敷地の南面で中部69号線(大淀町)と接している(接面約12.28m、幅員約6m)。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 ・当該物件は抵当権が設定されている可能性がありますので、詳細については登記簿をご確認ください。 <p>◎利用状況・法的規制等 (行政的条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし <p>◎その他公売条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書を提出ください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 	230,000	2,250,000

公告第88号

令和5年度大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので、公告します。

令和5年8月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業概要

(1) 事業名

大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務

(2) 業務概要

「大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月29日まで

(4) 委託料上限額

9,317,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市電子決裁・文書管理システム構築業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「3. 参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 各種調書及び企画提案書の提出期間

令和5年9月26日（火）午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市 企画政策部 企画創生課 TEL 0745-22-1101

公告第89号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	地理情報システム（GIS）サーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	納入期限：令和5年12月27日 リース期間：令和6年2月1日から令和11年1月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年8月31日（木）から令和5年9月13日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年9月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年9月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年9月27日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年9月28日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第90号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	土地家屋台帳履歴管理システムサーバ等機器一式リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3 契約期間	納入期限：令和5年12月27日 リース期間：令和6年2月1日から令和11年1月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 （2）奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和5年8月31日（木）から令和5年9月13日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （5）受付時間

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年9月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年9月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年9月27日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年9月28日（木）午前10時15分</p>

	<p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会告示第18号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月10日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和5年8月16日（水）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 教育に関する事務の管理及び執行の点検評価について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第54号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月25日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和5年9月1日（金） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 令和5年4月23日執行の大和高田市長選挙における収支報告書の要旨の公表について

第5号 令和5年4月23日執行の大和高田市議会議員選挙における収支報告書の要旨の公表について

第6号 その他

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和4年度出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年8月17日

大和高田市監査委員 田中 俊男

同 西川 繁和

第1. 監査の概要

1. 監査の対象

大和高田市土地開発公社

令和4年度出納その他の事務

2. 監査の期間

令和5年7月1日～令和5年7月20日

3. 監査の結果

今回の監査は、令和4年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住

民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

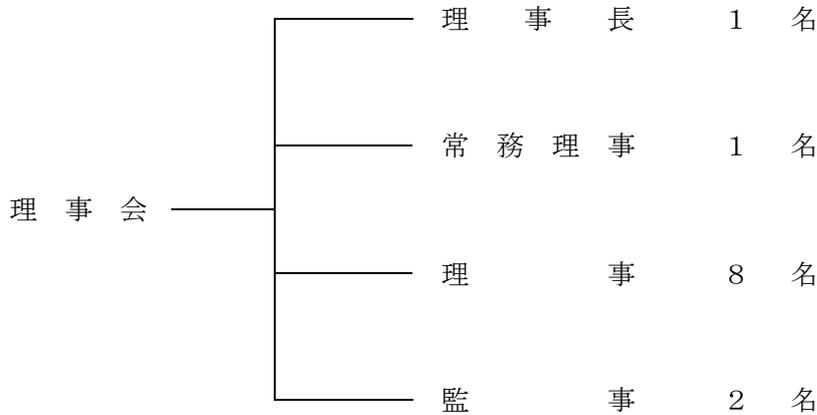
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和5年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員3名（3名兼務）をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 庶務係長 — 庶務係

4. 事業実施状況

令和4年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

シビックコア周辺地区まちづくり基本計画に係る用地

面積 2001.75㎡

用地費 210,184,000円

補償費 145,020,500円

(2) 売却

令和4年度の大和高田市への売却事業はなかった。

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度においてはシビックコア周辺地区まちづくり基本計画に係る用地の先行取得が行われ、資産残高は増加し、また借入金残高も増加した。資金調達に当たっては、借入利率の動向を注視し、借入先と十分な協議を行い、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

農業委員会**農業委員会告示第8号**

大和高田市農業委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和5年9月6日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第5条の規定による申請について

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第4号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について

第5号 その他

公営企業**上下水道事業告示第10号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

・ 株式会社 ZERO

2 代表者名

河野 智世子

3 所在地

大阪市東成区玉津1丁目10番21号

上下水道事業告示第11号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月31日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | |
|----------|--------|--------------------|
| 1 事業者名 | 2 代表者名 | 3 所在地 |
| ・ マツシタ設備 | 松下 直樹 | 大阪府泉佐野市上瓦屋820番地の11 |

上下水道事業公告第22号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和5年8月23日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	給配水管漏水調査業務
2 履行場所	大和高田市 市内全域
3 履行期間	契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（検査・分析・調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿（測量・コンサルタント等）の漏水調査に登録している者であること。 (6) 平成30年4月1日以降において、官公庁発注の上水道事業での給配水管漏水調査業務を元請けで1件あたり500万円以上の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限

	<p>までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。ダウンロードする場合は「一般競争入札参加資格確認申請書（業務）」を使用してください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（6）の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和5年8月24日（木）から令和5年9月4日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒639-0016 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上下水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年9月12日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和5年9月13日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年9月19日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2丁目7番46号 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 水道工務課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年9月20日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥5,650,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則43条の規定に準じて支払うものとする。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>